

令和7年度 新潟県における居住支援に係る勉強会

行政説明資料

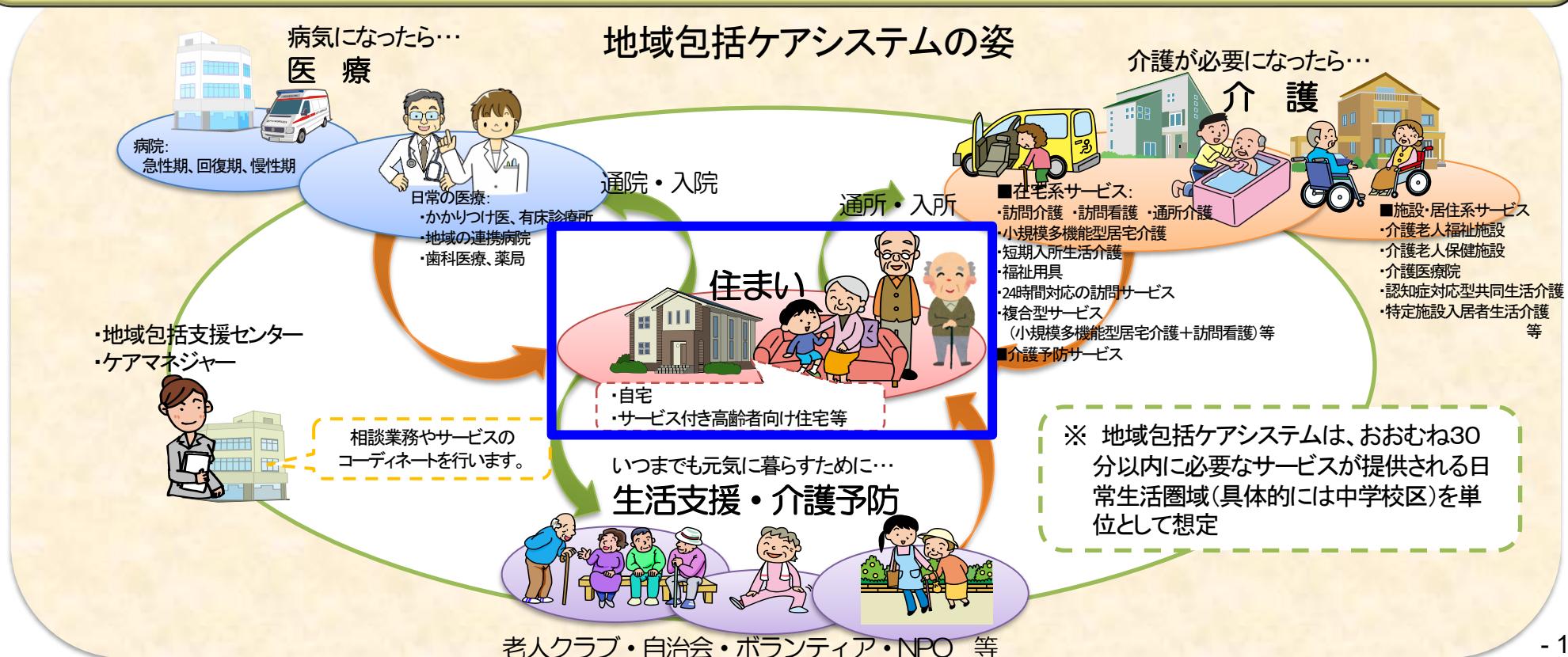
4月1日

令和7年11月4日
厚生労働省 関東信越厚生局
健康福祉部 地域包括ケア推進課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan
Kanto-shinetsu Regional Bureau of Health and Welfare

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現**。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**。
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要**。



高齢者の安心な住まいの確保に資する事業（地域支援事業）

概要

- 高齢者の安心な住まいの確保と入居後の生活の安定を図る観点から、高齢者が民間賃貸住宅等に円滑に入居し安心して生活ができるよう、不動産関係団体や地域の関係者、住宅部局・福祉関係部局等が連携して、入居前から入居中、退居時に至るまでの総合的な支援等の実施や、シルバーハウ징等の高齢者が多数居住する集合住宅の入居者を対象に生活援助員の派遣を行う。
 - 令和6年に改正住宅セーフティネット法が成立したことを踏まえ、取組の具体的な例示や居住支援法人等への事業委託が可能である旨を明確化するなどの実施要綱の見直しを行い、総合的・包括的な住まい支援の推進を図る。

支援の内容

市町村は、居住支援協議会や居住支援法人等の仕組みを積極的に活用し、地域の実情に応じて以下の事業を行う。

なお、事業実施にあたり、福祉施策に限らず、住宅施策やまちづくり施策、既存の相談支援窓口、地域のネットワーク、地域資源や民間活力も活かしながら、事業を実施いただくことを想定。

（1）総合的・包括的な「住まい支援」の実施

ア 入居前から入居後、退居時まで対応する総合的な相談支援の実施

- ・住宅情報の提供、入居相談の実施
 - ・必要な支援のコーディネートの実施
 - ・入居後の見守り等生活支援の実施 等

1 住まい支援に必要な地域資源の情報収集や開発

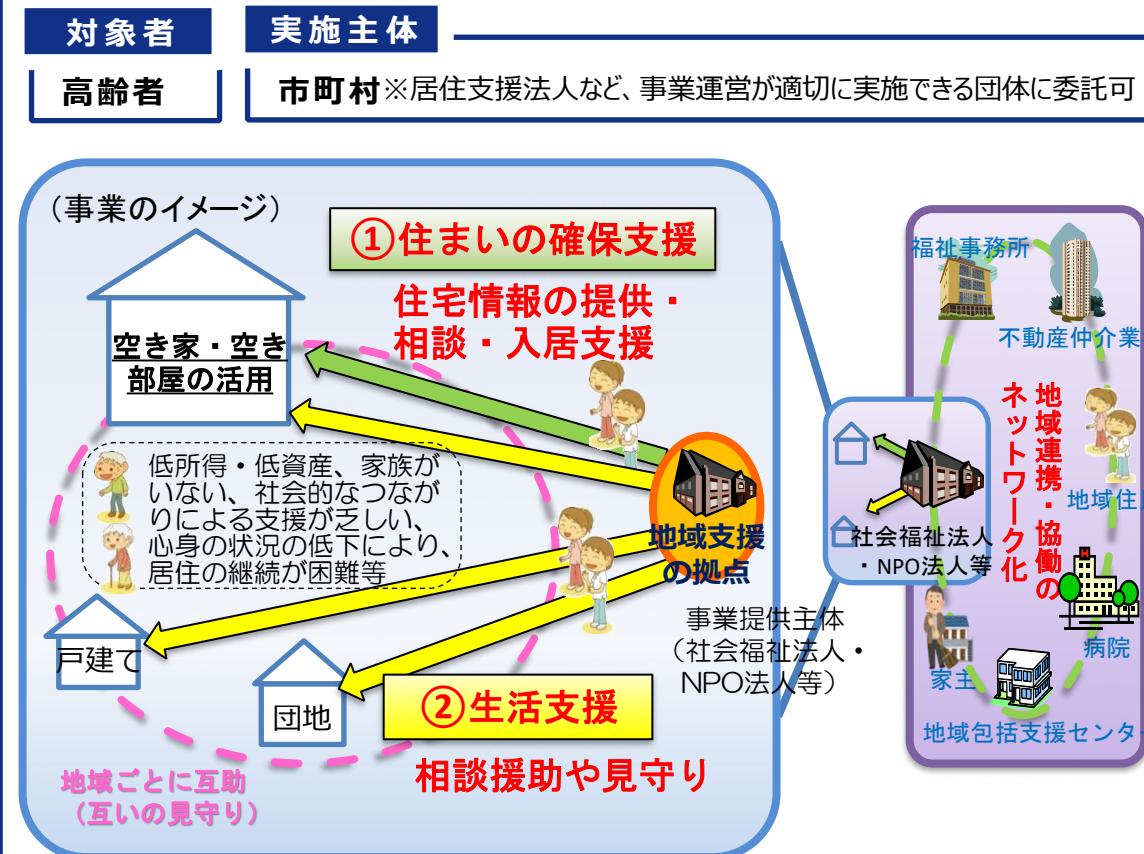
- ・高齢者の入居を拒まない住宅や不動産事業者等の調査
 - ・居住支援協議会の運営 等

ウ 住宅関係者と福祉関係者が連携した住まい支援体制の構築

- ・住まい支援に関する各種制度や地域の取組・資源を活用した総合的・包括的な地域連携・協働のネットワークの構築 等

（2）生活援助員の派遣事業

高齢者が多数居住する集合住宅等の入居者を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応や一時的な家事援助等を行う生活援助員を派遣する。



1 事業の目的

令和8年度概算要求額 25百万円（25百万円）※（）内は前年度当初予算額

- 単身高齢者の増加、持ち家率の低下により、都市部を中心に住宅確保が困難な高齢者に対する支援ニーズが高まることが想定される。
- 一方、高齢者の住まい支援に対しては、地域支援事業交付金を活用して自治体が取組むことができるが、実施している自治体が少ない。その理由として、自治体が高齢者の住まいニーズの把握が十分でないこと、取組の実施にあたり、行政内の住宅部局と福祉部局、地域の社会福祉法人と不動産業者等といった多岐にわたる関係者との調整が困難であるため、検討が進まないとの意見がある。
- 令和7年度より、厚労省が共管となる改正住宅セーフティネット法が施行され、制度的枠組みが整うことから、特に高齢者福祉に関わる行政や支援機関の職員等に対して関連制度等の周知の徹底を図るとともに、課題が多い大都市部を中心に、住まい支援体制の構築を強力に推進する必要がある。
- そこで、本事業においては、大都市部を中心に働きかけを行うとともに、特に、機運が高まった自治体に対してアウトリーチ的に伴走支援を行い、単身高齢者等に対する総合的・包括的な住まい支援の全国展開を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

1. 必要性が高い自治体に対する働きかけ・対象自治体の選定

①対象の設定

ニーズが高い大都市部を中心に、住まい支援体制が未整備の自治体や、アンケートにより把握した取り組む意向がある自治体を抽出
*居住支援協議会未設置（R6年9月末現在）

- ・政令指定都市：7市
- ・中核市：48市

②集合形式の研修会を開催

- *高齢者の住まい確保に関する現状と課題
- *活用可能な最新の制度・施策説明
- *取組のポイントの解説
- *グループワーク

③研修会を通じて取組の機運が高まった自治体を選定。
→ 住まい支援の体制構築と事業実施に向けて伴走支援につなげる

2. 事業実施に向けた伴走支援

有識者や厚労省職員等を派遣し、事業実施に至る前の検討段階における助言や関係者との調整等の支援を実施

- 事業の実施に向けた意見交換、課題に対する検討及びアドバイス
 - ・有識者や自治体職員等による支援チームを構成
 - ・実態把握を行った上で、課題と取組の方向性等について意見交換や検討等を行うに当たり、有識者や自治体職員・厚生労働省職員・国土交通省職員等を派遣してアドバイスを行う。

3. 全国展開に向けた取組

- 取組事例と住まい支援の課題・解決策を考える事例集の作成、フォーラムの開催による普及



地域支援事業交付金等

支援

○事業の実施

- ・地域における住まい支援体制の構築
- ・住まいに係る相談対応
- ・社会福祉法人によるアセスメント、生活支援の実施等

○自治体における地域の実情を踏まえた対応方策の検討

- ・実態把握
大家の入居制限、支援機関と不動産事業者とのつながり 等
- ・府内外の関係者調整、ネットワーク構築
府内連携体制、行政と社会福祉法人・不動産団体等との協働体制
- ・住まい支援の具体的な事業化を検討
住まい支援の担い手発掘、住まい支援体制の検討 等



令和6年度 厚生労働省「高齢者住まい・生活支援伴走支援プロジェクト」支援団体一覧

自治体	応募部局	応募概要
東京都国立市	福祉部局	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市の公営住宅がなく住宅担当部署もないため、福祉部門で住宅相談に対応している。宅建協会と協定を結んでいるが、連携がうまく取れていない。また庁内においても、課題共有のみで連携は進んでおらず、業務の棲み分けが整理できていない。 ➤ 居住支援協議会を立ち上げ、相談から契約、死後事務委任契約も含めた効果的な支援をしたい。またセーフティーネット住宅や支援付き住宅、他自治体の事例含め、情報が欲しい。
大阪府八尾市	府 市:福祉・住 宅部局、社会 福祉協議会、 居住支援法 人八尾隣保 館、	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 住宅確保要配慮者の住まいの確保に関する複合的な課題を抱えたケースが増加しており、居住支援法人と連携しながら対応している。その中で本人の意向に沿う物件がない、途中で支援中断になるなど、ケースの約半数は解決に至っていない。 ➤ 不動産に関する人(不動産仲介業者、大家等)の理解が得られにくい。居住支援法人と不動産仲介業者等がつながる機会がなく、居住支援法人は不動産仲介業者に1件ずつ掛け合い、理解を求めている状態である。 ➤ 協議会設立により、住宅確保要配慮者が住み慣れた地域で住み続けられるよう、関係団体が有機的に連携できる居住支援体制を整えたい。行政が後ろ盾になっている体制を整備することで、不動産事業者・大家からの居住支援事業への理解を得られるようにしたい。
安来市社会福祉協議会 (居住支援法人) 〔継続〕	社会福祉協 議会 市:福祉部局	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 身寄りがなく、親族と疎遠の単身高齢者の住居確保は保証人・死後対応・地域関係等の懸念から困難である。その中でも、家事のできない男性では、ゴミ屋敷化、地域からの孤立が起こりやすい。特に、山間地域で住居も老朽化した高齢者の場合、地域での生活維持も困難になり、施設入所や市街地への住替えを希望する方が増えている。 ➤ 協議会を設立し、行政、社協、不動産等各団体が協働できる体制を構築したい。また、空き家の利活用の検討、「終活事業」の創設に向けた取組を進めたい。
愛媛県宇和島市 〔継続〕	福祉部局	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 令和6年度発足した居住支援法人と不動産業界との関係構築を図りたいが不十分である。居住支援法人としての活動は開始したばかりであり、福祉部局とともに相談対応や入居中支援を行っているが、手探り状態である。 ➤ 今年度は、居住支援協議会設立・組織化し、支援のスキーム構築と、各関係機関との関係性づくりを目指したい。他自治体がどのように支援・連携しているかを知り、自分事として考えられるよう、研修会、勉強会を実施したい。
大分県日出町 大分県 〔令和3年度採択団体〕	市:福祉部局 県:住宅部局 社会福祉法 人	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 賀谷福祉会と日出町の合同事務局で令和6年3月に居住支援協議会を設立。不動産関係団体、社会福祉法人、居住支援法人、大学、市関係各課、県等が構成員として参画したが、相談事例はない。関係部局や民間団体との連携を強化し、相談窓口の設置、協議会周知に努めたい。 ➤ 高齢による身体や認知機能の低下等により、利便性のよい地域への住み替えを行う際、保証人や身元引受人の不在、持ち家がある等の理由で住み替えが進みにくい。孤立・孤独化しない住まい(居場所)と暮らしの確保・継続につなげたい。 ➤ 重層的支援体制整備事業(令和4年度～)に取り組み、入口の相談体制を整えたが、不動産業者との連携など居住支援の出口部分の重要性を再認識した。 ➤ 空き家の利活用、緊急連絡先・身元引受人・残置物など、関係機関等での課題共有と解決策を検討したい。体制構築に向け、勉強会など庁内の問題意識の共有、行政・社協・社会福祉法人・不動産業者との意見交換会を行いたい。

改正の趣旨

- 単身高齢者世帯の更なる増加、持家率の低下等、単身高齢者などの住宅確保要配慮者への住まい支援のニーズは今後ますます高まることが想定されるとともに、住宅確保要配慮者は住宅以外の困りごとを抱えていることが多い。このため、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居し安心して生活できるよう、**賃貸人（大家）が住宅を提供しやすい市場環境を整備**するとともに、**住まいに関する相談から適切な福祉サービスにつなぐ総合的・包括的な支援体制の構築**を図る。【令和7年10月1日施行（予定）】

課題

- ・死亡後の残置物処理や孤独死による事故物件のおそれなど、大家は高齢者等の住宅確保要配慮者の入居に対して一定の拒否感を有している。

市場環境の整備

- ・住宅施策と福祉施策の連携不足により、住まいや複合的な課題に関する相談を受け付ける窓口・一元的な情報提供を行う体制がない。
- ・高齢者の住まいに関する地域課題を把握できていない。

居住支援体制の構築

住宅セーフティネット法等の見直しの内容

〈円滑に入居できる賃貸住宅の市場環境の整備〉

- ・終身建物賃貸借の利用促進
- ・居住支援法人による残置物処理の推進
- ・家賃債務保証業者の認定制度の創設

〈入居中のサポートを行う住宅の創設〉

- ・「居住サポート住宅」の認定制度の創設
居住支援法人等が、住宅確保要配慮者に対して安否確認や見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行う「居住サポート住宅」の供給を促進（※市区町村長等が認定を行う）

〈賃貸住宅供給促進計画と介護保険事業（支援）計画との調和〉

- ・国土交通大臣と厚生労働大臣による基本方針の共同策定
- ・基本方針及び賃貸住宅供給促進計画の記載事項に「福祉サービスの提供体制の確保に関する（基本的な）事項」を追加
 - + 基本方針及び賃貸住宅供給促進計画が国の指針や介護保険事業（支援）計画等の福祉関係計画と調和すべき旨を規定

期待される効果

- ・賃貸人（大家）の不安軽減により、単身高齢者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居につながる。
- ・住宅と福祉が連携した総合的・包括的な居住支援体制が構築される。
- ・空き家などの住宅ストックを含め、住まいに関する地域課題が把握される。

賃貸住宅供給促進計画策定に当たり、介護保険事業計画等におけるサービスの実施状況や今後の方策等を把握すること等を想定

福祉部局が居住支援協議会へ参画すること等を想定

地域ケア会議で明らかになった住まい関係の課題を居住支援協議会に共有すること等を想定

参考資料

出典：令和7年度改正住宅セーフティネット法等に関する全国説明会資料

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

生活困窮者自立支援制度の体系

R7年度予算：760億円の内数
+ R6年度補正予算：80億円の内数



包括的な相談支援

本人の状況に
応じた支援

★ 自立相談支援事業

- 全国907自治体で1,381機関
- 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
- 一人一人の状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成

◆ 支援会議

- 関係機関が参加して生活困窮者に関する情報共有や地域課題解決に向けた議論を行う
- 自ら支援を求めることが困難な生活困窮者を早期に支援につなぐ

住まいの確保の
支援が必要

緊急に衣食住の
確保が必要

住まいに課題があり
地域社会からも孤立

就労に向けた
手厚い支援が必要

家計の見直しが必要

子どもに対する
支援が必要

★ 住居確保給付金の支給

- 就職活動を支えるための家賃費用や家計改善のための転居費用を給付

◆ 居住支援事業

- 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- シェルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援

◆ 就労準備支援事業

- 一般就労に向けた日常生活自立・社会生活自立・就労自立のための訓練

□ 認定就労訓練事業

- 直ちに一般就労が困難な方に対する支援付きの就労の場の育成

◆ 家計改善支援事業

- 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援

□ 子どもの学習・生活支援事業

- 子どもに対する学習支援
- 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等

住まいの相談に対応できる体制の整備の全体像

住まいの総合相談窓口

市町村・都道府県

- 自立相談支援機関に設置、または、既存の制度（重層事業、居住支援法人、居住支援協議会等）を活用

※自立相談支援機関の支援員の加算創設【令和7年度予算】

- 主に4つの機能を想定

- ① 住まいの相談対応、課題の把握・分析、支援方針の検討、必要な支援・連携先へのつなぎ、支援状況の確認等【相談支援】
- ② 大家、不動産仲介業者、居住支援法人等からの相談対応
- ③ 福祉事務所、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等からの相談対応
- ④ 物件・支援等の情報収集、地域の支援ニーズの把握 等

丸投げではない

後方支援・連携

居住支援協議会

- 住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進
- 地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体

＜活動例＞

- ・会議での情報交換、地域の支援体制の検討
- ・不動産・福祉関係団体への働きかけ、ネットワーク形成
- ・住宅相談・物件の紹介等の事業の実施
- ・家賃債務保証・安否確認サービス等の紹介

入居前

入居中

退居時

- ・住まい不安定（ネットカフェ、知人宅、寮付き就労等）、ホームレス、家賃が払えない
- ・高齢等の理由により、家探しが困難
- ・大家に賃貸借契約の締結・更新を断られた
- ・保証人がいない

- ・日常の安否確認・見守りや、必要に応じた福祉サービス等へのつなぎが必要
- ・高齢等の理由により定期的な見守りや支援が必要、地域で孤立している

- ・残置物の処理が困難

【支援策】

- ✓ シエルター事業（生活困窮者）：一時的な住まいを確保し、就労支援を行って、賃貸住宅での生活を支援
- ✓ 地域居住支援事業（生活困窮者、被保護者）：不動産仲介業者への同行支援などの入居支援、入居中の見守り・社会参加の支援
- ✓ 地域支援事業（高齢者）：不動産仲介業者への同行支援などの入居支援、入居中の見守り支援
- ✓ 救護施設、日常生活支援住居施設等（被保護者）：住まいと生活の支援
- ✓ 居住支援法人等：入居支援や保証人機能の確保、日常の安否確認・見守り等の必要なサービスの実施
- ✓ セーフティネット登録住宅：低額所得者や高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を断らない住宅
- ✓ 居住サポート住宅：日常的な安否確認・見守り、生活・心身の状況が不安定化した時の福祉サービスへのつなぎを行う住宅

(住宅セーフティネット法) 居住支援協議会設置の努力義務化

令和7年10月1日施行

改正の趣旨・効果

- 居住支援協議会について、全ての自治体で設置されることを目指し、その設置を自治体の努力義務とする。
(R7.3末時点：155協議会（全都道府県、117市区町村）)
- 住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行うものを構成員とすることを明確化。

＜想定される効果の例＞

- ✓ 福祉部局・住宅部局・不動産関係団体・居住支援団体等の相互理解や連携が深まることにより、住まいの課題に対する個別具体的な支援に当たって活用可能な方策が可視化され、必要な方策を円滑に活用できるようになる。
(事務局が住宅相談事業の実施や、物件・関係サービスの紹介を行うこともある。)
- ✓ 地域における住まいのニーズや不動産関係団体・大家等が抱える課題が共有されることにより、今後必要な支援等が明らかになり、地域づくりや活用可能な住宅ストックの確保等につながる。

改正後の業務イメージ

- それぞれの市区町村で居住支援協議会を設置し、生活困窮者自立支援制度担当をはじめとする福祉部局も参画。
(自立相談支援機関や地域居住支援事業者も参画することが望ましい。)

主な活動内容

- 会議での協議、情報交換
- 不動産・福祉団体への働きかけ、ネットワーク形成
- 住宅相談事業、物件の紹介
- 家賃債務保証、安否確認サービス等の紹介

等



構成員の例：

- ・住宅部局、福祉部局（生活困窮者自立支援、生活保護、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉担当等）
- ・住宅・不動産関係団体※、居住支援法人、福祉支援団体、サービス事業者
- ・士業団体（建築士会、弁護士会、社会福祉士会、土地家屋調査士会等）
- ・家賃債務保証会社、消費者団体、大学 等

※ 全国宅地建物取引協会、全日本不動産協会、日本賃貸住宅管理協会、全国賃貸住宅経営者協会、住宅供給公社、都市再生機構（UR）等の都道府県組織・支部など

改正の趣旨

- 単身世帯の更なる増加、持家率の低下等、単身障害者などの住宅確保要配慮者への住まい支援のニーズは今後ますます高まることが想定されるとともに、住宅確保要配慮者は住宅以外の困りごとを抱えていることが多い。このため、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居し安心して生活できるよう、賃貸人（大家）が住宅を提供しやすい市場環境を整備するとともに、住まいに関する相談から適切な福祉サービスにつなぐ総合的・包括的な支援体制の構築を図る。【令和7年10月1日施行】

市場環境の整備

居住支援体制の構築

課題

- ・死亡後の残置物処理や孤独死による事故物件のおそれなど、大家は障害者等の住宅確保要配慮者の入居に対して一定の拒否感を有している。

- ・住宅施策と福祉施策の連携不足により、住まいや複合的な課題に関する相談を受け付ける窓口・一元的な情報提供を行う体制がない。
- ・障害者等の住まいに関する地域課題を把握できていない。

住宅セーフティネット法等の見直しの内容

〈円滑に入居できる賃貸住宅の市場環境の整備〉

- ・終身建物賃貸借の利用促進
- ・居住支援法人による残置物処理の推進
- ・家賃債務保証業者の認定制度の創設

〈入居中のサポートを行う住宅の創設〉

- ・「居住サポート住宅」の認定制度の創設
居住支援法人等が、住宅確保要配慮者に対して安否確認や見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行う「居住サポート住宅」の供給を促進（※市区町村長等が認定を行う）

〈賃貸住宅供給促進計画と障害福祉計画との調和〉

- ・国土交通大臣と厚生労働大臣による基本方針の共同策定
- ・基本方針及び賃貸住宅供給促進計画の記載事項に「福祉サービスの提供体制の確保に関する(基本的な)事項」を追加
 - + 基本方針及び賃貸住宅供給促進計画が国の指針や障害福祉計画等の福祉関係計画と調和すべき旨を規定

〈居住支援協議会への参画・相互連携〉

- ・市区町村における居住支援協議会設置の努力義務化
- ・居住支援協議会と福祉関係の会議体との連携を努力義務化するとともに、構成員として社会福祉協議会など「住居確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者」を追加

期待される効果

- ・賃貸人（大家）の不安軽減により、単身障害者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居につながる。
- ・住宅と福祉が連携した総合的・包括的な居住支援体制が構築される。
- ・空き家などの住宅ストックを含め、住まいに関する地域課題が把握される。

賃貸住宅供給促進計画策定に当たり、障害福祉計画等におけるサービスの実施状況や今後の方策等を把握すること等を想定

福祉部局が居住支援協議会へ参画すること等を想定

（自立支援）協議会で明らかになった住まい関係の課題を居住支援協議会に共有すること等を想定

1. 賃貸住宅供給促進計画と障害福祉計画との調和について

福祉部局に対応いただきたい事項

- ・賃貸住宅供給促進計画を作成する際、障害福祉計画の内容を把握した上で作成することを想定しているため、住宅部局との連携・協働をお願いしたい。

賃貸住宅供給促進計画※任意

記載内容

- ・都道府県/市町村の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標
- ・住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項
- ・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項
- ・住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項
- ・賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対する日常生活を営むために必要な援助その他の福祉サービスの提供体制の確保に関する事項

障害福祉計画

記載内容

〈必須事項〉

- ・障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

〈任意事項〉

- ・必要な見込量の確保の方策
- ・関係機関との連携に関する事項

2. 居住支援協議会への参画・連携について

福祉部局に対応いただきたい事項

- ① 福祉部局は住宅部局と連携して、居住支援協議会の設置準備や運営に参画するとともに、必要に応じ（自立支援）協議会のその他の構成員にも居住支援協議会に参画頂くことを検討いただきたい。
- ② （自立支援）協議会等において、住宅確保要配慮者からの障害福祉サービスの利用に関する相談体制の整備や、住宅施策との連携推進について協議することを検討いただきたい。
- ③ （自立支援）協議会と居住支援協議会の連携を図っていただきたい。

居住支援協議会

構成員

- ・地方公共団体、居住支援法人、宅地建物取引業者 等
- ・社会福祉協議会その他の住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者

協議事項

- ・住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供
- ・民間賃貸住宅への入居及び日常生活を営むために必要な福祉サービスの利用に関する住宅確保要配慮者からの相談に応じて適切に対応するための体制の整備
- ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する施策と住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する施策との連携の推進 等

自立支援協議会等との連携

- ・住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居に関する課題についての情報の共有その他相互の連携に努めなければならない。

（自立支援）協議会

構成員

- ・地方公共団体
- ・関係機関、障害者等の福祉、医療等に関連する職務に従事する者 等

協議事項

- ・地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議
- ・住宅確保要配慮者からの障害福祉サービスの利用に関する相談体制の整備や、住宅施策との連携についても協議

③

- ・（自立支援）協議会及び居住支援協議会で明らかになった障害者の住まいの確保に係る課題を互いに共有

3. 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）について

福祉部局に対応いただきたい事項

- ・ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）について、未実施の場合はまずは事業実施をご検討頂くとともに、事業実施自治体含め、今後は居住支援法人との連携についてもご検討いただきたい。

【事業概要（地域生活支援事業）】

賃貸契約による一般住宅（※）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援する。

※「一般住宅」とは、公営住宅及び民間の賃貸住宅（アパート、マンション、一戸建て）のことをいう。

【実施主体】

市町村（共同実施も可能）（指定相談支援事業者等へ委託することができる。）

【対象者】

障害者等であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な者。ただし、原則として、現に障害者支援施設や精神科病院に入院している精神障害者に係るものは除く。

【事業の具体的な内容】

賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者について、不動産業者に対する一般住宅のあっせん依頼、障害者と家主等との入居契約手続きにかかる支援、保証人が必要となる場合における調整、家主等に対する相談・助言、入居後の緊急時における対応等を行う。

（1）入居支援（不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き支援。）

※地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じその利用支援を行う。

（2）居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整（利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行う。）